

買戻しの特約

(売買契約書に特約として添付する。)

(特約条項)

第16条

甲と乙は、当該馬に関し、下記条件の売買予約契約を締結する。

記

- (1) 売買完結の意思表示をおこなうことができる者
乙
- (2) 売買完結の意思表示の権利行使期間
_____年__月__日から_____年__月__日までの間
- (3) 売買契約の成立日
売買完結の意思表示が甲に到達した日
- (4) 売買代金並びに支払時期及び方法
金_____円
当該馬引渡しと同時に甲の銀行口座に送金し支払う。
- (5) 馬の引渡日及び引渡場所
売買完結の意思表示が到達した日の翌日から起算して____日以内に、生産者の牧場にて引渡す。
- (6) 輸送費の負担
乙の牧場までの輸送費は乙が負担する。
- (7) 引渡しが遅延した場合の遅延損害金
引渡日の最終日の翌日から引渡し済みまで1日について金_____円を甲が乙に対し支払う。
- (8) 引渡しが履行不能になったときの違約金
甲が本件馬を第三者に譲渡するなどして、その責めに帰すべき事由で本件馬の引渡ができなかったときは、甲は乙に対し金_____円の違約金を支払う。